

食品安全委員会（第800回会合）議事概要

日 時:令和2年12月15日(火) 14:00~15:08

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長外5名出席

動画配信:報道0名、行政機関0名、一般5名

(1) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について
・「家畜に使用する硫酸コリスチンに係る薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を薬剤耐性菌に関するワーキンググループに依頼することとなった。

(2) プリオン専門調査会における審議結果について

・「スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をプリオン専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「フラザスルフロン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、「フラザスルフロンの許容一日摂取量(ADI)を0.013 mg/kg体重/日、急性参照用量(ARFD)を0.5 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

・農薬「ホスチアゼート」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、「ホスチアゼートの許容一日摂取量(ADI)を0.002 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量(ARFD)を0.007 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARFD)を

0.002 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「フルララネルを有効成分とする鶏の飲水添加剤（エグゾルト）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・プリオン「デンマーク及びオーストリアから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、「デンマーク及びオーストリアから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢制限をそれぞれ「条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・プリオン「フィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、「フィンランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について、①月齢制限を現行の「輸入禁止」から「月齢条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。また、「②SRM の範囲を現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）、30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）並びに脊髄及び脊柱」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。」

「フィンランドから輸入されるめん羊及び山羊の肉及び内臓について、現行の「輸入禁止」から「SRM の範囲を、12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRM を除去したもの」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(4) その他

- ・ 酵素を有効成分とする飼料添加物の食品健康影響評価の考え方について

→事務局から説明

本件については、肥料・飼料等専門調査会において、引き続きこの考え方に沿って、食品健康影響評価を進めることとなった。